

松戸市スポーツ振興基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市スポーツ振興基金条例（平成24年松戸市条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、スポーツ振興基金を財源とするスポーツ活動の振興に資する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第6条に規定する処分の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) パラアスリート強化・支援事業対象選手奨励金交付事業
- (2) スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付事業
- (3) 総合型地域スポーツクラブの自立運営・活動補助金交付事業
- (4) 選手応援事業
- (5) 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(事業内容等)

第3条 事業内容等については、別に定めるところによる。

(補則)

第4条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。